

江戸時代の表彰制度(3)

戸原村の少年鶴松

166回・167回で取り上げた表粕屋郡戸原村(現在粕屋町の内)の少年鶴松について、もう少し書くことにします。

江戸時代に感心な行いをした人たちが藩に表彰される制度があり、それをまとめた本「筑前国孝子良民伝」や「筑紫遺愛集」もあるのですが、それらは表彰された事実を記すことが目的で、表彰に至る手続きや表彰後の暮らしぶりについてはわからないのが普通です。ところが粕屋町立歴史資料館の「戸原村庄屋記

録」では表彰の前後の村での動きが記録されていて、他では得られないおもしろい内容になっています。

鶴松が感心な少年であることは早くから村人に知れ渡っていました。父は正吉で、家族は鶴松のほかにも母と姉と祖母がいました。家は貧しく父は病弱、母と姉は住み込みで働きに出ていました。鶴松が六歳の時、祖母は痰症で寝込んでいましたが、その世話をするのは鶴松の役割でした。冬の寒さにそれを防ぐ衣類もない時、鶴松は祖母の足を覆うように寝て、自分の体

温で祖母を暖めたということ。祖母は三年後に亡くなりました。

郡奉行の申し渡し

父が病気で倒れた時も、ねんごろに介抱したのは、鶴松としては当然の行いでしたが、周りはその孝行ぶりに一層感心したのでした。鶴松十二歳の寛政十年(一七九八)三月、ついに庄屋と組頭四人が連名で藩に「間違

とは承知していて、鶴松一家の生活ぶりに気を配りました。

翌十一年三月、嶋井仁右衛門に尋ねられた卯平は、次のようなエピソードを語っています。

鶴松がうたた寝していたので正吉が「起きよ」と声をかけました。あわてて起き直った鶴松は自分の膝をたたきました。これはどういうことかという時、鶴松は正吉の背中をトントンとたたいていたといひます。正吉の声が聞こえたので、半分眠りかぶった状態の鶴松はあわてて起き、父の背中をたたくつもりで自分の膝をたたいたのです。

母の身請け

同月、嶋井仁右衛門は鳥目一貫二〇〇目を鶴松に贈り、質入れしたり売り返した田を受け戻す費用とし、なおまた母の身請けの費用とするよう命じました。母は前渡しの米を受け取り、その返済のために奉公に出たようです。奉行は母が戻ってきて、家族が一緒に暮らせるよ

うに考えたのです。田は二反九畝と一反の土地で、代金は銭二六〇目。相手は同じ村の清次で、三〇目は返済を免除して三三〇目を受け取りました。後日、この清次も感心だといひので、奉行は褒美として青銅三〇〇文を渡しました。右の三〇目を埋め合わせるもの

で、世間の注目を浴びました。六月、表粕屋郡・裏粕屋郡・宗像郡を管轄する郡役所(両粕屋宗像郡役所)の奉行富永群右衛門から次のように申し渡しがありました。

「その方事、六歳の頃より貞心(孝行)にこれあり、もはや十二歳にあいなり、いよいよ孝養の志厚く、格別奇特の者に付き、今度御上(殿様)より別紙お書き付けを以て御称(おたたえ)下され、八木(米)拝領仰せ付けられ…」

殿様は表彰と同時に褒美として米二俵を与えましたが、鶴松は年若く、父が病身で看病のために働くことができないことも配慮し、奉行は重ねて年二俵を二十歳になるまで支給することにした。

庄屋らによる運用

庄屋らはこれらの米を組頭の一人が預って運用し、正吉の質物になつて田を追々請け戻すことにしました。正吉は病弱で働けず、鶴松も幼いので、それらを小作に出して、その小作料で正吉一家が生活する仕組みを考えました。

手にはならず、支出が増えるだけだと考えたのです。それで一七〇目は組頭半助が預かることになりました。

公正な運用

半助が出した預り高の明細は次の通りです。不正が起きないよう、半助は預り証文を出し、庄屋らがそれを監督することになっています。

鶴松が預け有銭、左之通二御座候。
一、六拾文銭 百式拾六匁(1)
右八去年頂戴被仰付候御米代料
一、同 五拾目八(2)

右八諸方鶴松へ御看代として被下候分之内、除ケ二相成居候分
一、同 六拾五匁八(3)
右八村中米式俵宛九ヶ年之間相渡申内、去年ノ年分
一、同 百七拾目八(4)
右八田地代頂戴被仰付候余

銭 四百四拾目

(1)は前に出てきた傍線部の一、二六匁です。これが「六〇文銭」を単位に計算されていることがわかります。(2)は鶴松の元にお看代という名目で寄付されたものの一部を、消費せずに取り分けていたものです。(3)は村人が協同で鶴松に支給した米二俵。実際にはお金に換算して渡していたわけです。(4)は二つ目の傍線部。四口の合計で四四〇目。これも「六〇文銭」が基準になつています。「匁」は端数がある時の書き方で、一の位がゼロになると「目」と書きま